

豪州における県産品プロモーション事業 業務仕様書 (案)

1 目的

本仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が_____（以下、「乙」という。）に委託する「豪州における県産品等プロモーション事業」に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業目的

令和7年5月に知事トップセールスを実施した豪州において、同年11月には福島県の新しいブランド牛「福粕花」を初輸出し、現地飲食店においてお披露目・試食イベント等を開催した。

令和8年度においても、昨年度の事業で関係性を構築した現地飲食店関係者と連携し、「福粕花」の特長等を伝えるBtoB向け試食商談会を実施し、本格的な商流構築に繋げる。

また、県産水産物「ふくしま常磐もの」に焦点を当て、「ふくしま常磐もの」の豪州への初輸出を進めるとともに、現地で鮮魚等を取り扱う飲食店等においてプロモーションを実施し、販路開拓を目指す。

3 委託業務内容

(1) 福島牛「福粕花」試食商談会の開催 (BtoB)

- ・福島県の新ブランド牛「福粕花」の販路開拓及び販売拡大を目的とし、豪州の飲食店等において、BtoB向けに「福粕花」の試食商談会等を実施すること。
- ・実施時期は11月中旬を想定すること。
- ・試食商談会の実施場所はメルボルンにて1か所以上として実施すること。なお、実施内容詳細については、甲と協議の上決定すること。
- ・BtoB向けとして、イベント実施後の早期の流通を目指し、「福粕花」を今後取扱う可能性のある現地シェフなど40名程度のゲストを集客すること。また、商談会参加者に対して試食後、詳細なアンケート調査等を実施すること。
- ・“酒処ふくしま”のブランディングに寄与するため、「福粕花」の試食商談会では「ふくしまの酒」を3銘柄程度併せて提供すること。なお、提供酒の選定にあたっては、甲と協議の上決定すること。
- ・プロモーションで提供する福島県産日本酒等については、現地手配が可能なものは現地調達することとし、日本国内からの輸送が必要な場合は、品質管理を徹底の上、指定場所から商談会場まで輸送（通関含む）すること。
- ・現地シェフの趣向を伺うため、「福粕花」の提供部位はロイン系を含む3種類以上とするほか、イベント開催に十分な数量を確保できるよう開催店舗及び関係機関と調整すること。
- ・本プロモーションに必要な食材費及び輸送費については、本事業費で全て負担すること。

(2) 福島牛「福粕花」及び県産水産物「ふくしま常磐もの」プロモーションの実施 (BtoC)

- ・シドニーの飲食店において、「ふくしま常磐もの」(ヒラメやメヒカリ等を想定)の魅力を発信する BtoC 向けメニューフェアプロモーションを2店舗以上で実施すること。なお、取り扱う「ふくしま常磐もの」の種類については、甲と協議の上決定すること。
- ・メルボルンの飲食店において、「福粕花」の魅力を発信するメニューフェアプロモーションを1店舗以上で実施すること。
- ・“酒処ふくしま”のブランディングに寄与するため、メニューフェアプロモーションでは「ふくしまの酒」を3銘柄程度併せて提供すること。なお、提供酒の選定にあたっては、甲と協議の上決定すること。
- ・プロモーションで提供する福島県産日本酒等については、現地手配が可能なものは現地調達することとし、日本国内からの輸送が必要な場合は、品質管理を徹底の上、指定場所から商談会場まで輸送(通関含む)すること。
- ・プロモーション実施期間は、11月中旬から2週間程度を想定すること。
- ・現地流通業者及び消費者への情報発信として、プロモーション期間中は SNS による情報発信を定期的に行うこと。なお、必要に応じて現地インフルエンサー等を活用した告知及び宣伝を実施すること。
- ・プロモーションにおいてはフェア実施店や消費者等からアンケート調査等を実施し、終了後すみやかに甲へフィードバックを行うこと。
- ・本プロモーションに必要な食材費及び輸送費については、本事業費で全て負担すること。

(3) その他

ア 福島県運営 WEB サイト等との連携

- ・当事業の実施にあたり、甲が運営するWEB サイトやSNS 等においてプロモーションに関する情報発信を行うため、県へ必要な情報を提供すること。

イ その他

- ・事業実施に当たり、必要に応じて通訳、現地ガイド、車両を手配すること。
- ・必要な情報機器(携帯電話、無線 LAN ルーター、パソコン等)を手配すること。
- ・現地において店舗との調整、コーディネート等を受託者以外の者が実施する場合は、実施体制及びその者の経歴を明らかにすること。
- ・その他事業実施に付随する業務が発生した場合、甲乙協議の上実施すること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。

- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲へ納品すること。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・収支決算書
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

7 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。